



The Chemical Company

平成 24 年 9 月 3 日

指導機関各位

BASF ジャパン株式会社
化学品・農薬統括本部
農薬事業部

酸化フェンブタスズ剤の毒物指定について（施行日のお知らせ）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 7 月 30 日付文書にて前もってお知らせしておりましたが、国の薬事・食品衛生審議会における再評価の結果、酸化フェンブタスズ及びこれを含有する農薬が毒物に指定されることとなり、その施行日が判明しましたので、下記のとおりご連絡申し上げます。政令施行後は毒物及び劇物取締法の規制対象となり、毒物としての取扱い（表示、販売、保管、輸送、廃棄等）が必要となりますので、貴管内及び関係先への本件周知につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記の 3 剤は、経済的理由により昨年 9 月末をもってメーカーからの販売を中止しております。市場、農家在庫等への「医薬用外毒物」の表示や適正な保管等の対応がなされるよう、添付のチラシ等を用いて流通、販売業者および使用者の皆様に対しての告知、啓蒙活動を実施してまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

まずは取り急ぎ、お知らせとお願いまで

敬具

記

官報告示日：平成 24 年 9 月 20 日

政令施行日：平成 24 年 10 月 1 日

毒物指定対象：オサダン水和剤 25（登録番号：第 14361 号）

オサダンフロアブル（登録番号：第 21720 号）

ツインパックフロアブル（登録番号：第 21634 号）

注-1 毒物指定により登録の適用作物、適用病害虫、使用基準に変更は生じませんが、温室・ハウスなど施設内では使用しないこと等の注意事項の追加、変更が施行日と同日に予定されております。

注-2 毒物表示に関しては施行日から 3 か月間の経過措置期間が設けられる予定です。

以上